

生活困窮者の地域居住の実現に向けた住まいの確保 と居住の安定に関する研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 美香 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19548

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 理工学部 専任教授

氏名 園田真理子 ⑩

(副査) 理工学部 専任教授

氏名 山本俊哉 ⑩

(副査) 理工学部 専任教授

氏名 青井哲人 ⑩

(副査) 専門職大学院ガバナンス研究科
特任教授

氏名 青山 侑 ⑩

1 論文提出者 山本 美香

2 論文題名 生活困窮者の地域居住の実現に向けた住まいの確保と居住の安定に関する研究
(英文題) Study on human habitation for the poor and the isolated people to keep living in the community

3 論文の構成

本論文は次の6つの章から構成されている。

序章 研究の目的と背景

1章 生活困窮者と住まい～戦後の生活困窮者に対する居住政策の変遷

2章 東京都A区における生活困窮者の生活履歴と住まいの喪失および回復の実態

3章 X県B市における生活困窮者の生活履歴と住まいの喪失および回復の実態

4章 生活困窮者に「住まい・生活支援・就労支援」を提供する民間支援団体の活動実態
— 首都圏の7団体の事例から —

結章 結論と提言

4 論文の概要

1990年前後のバブル経済崩壊以降、日本経済は「失われた時代」に突入し、住むところを失ったホームレスが増加し、大きな社会問題となった。その後、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が時限立法され、当面の対策が講じられてきたが、2008年にはリーマンショックに代表される世界金融危機、そして2011年には東日本大震災が起き、こうした貧困層の存在はもはや社会的な日常の一部になりつつある。生活保護制度における受給者の数は既に200万人を超えている。また、稼働期にある者でも失業等により生活困窮に陥る者が少なくなく、2013年には「生活困窮者自立支援法」が制定されるにいたった。しかし、こうした生活困窮者の問題、中でもその出発点となる住まいの確保と居住の安定に向けて、どのような支援が必要で、それをどのように行うかについての本格的な学術研究はほとんど行われていない。

こうした状況に対して、本研究論文は、生活困窮者の地域における安定的な居住を実現するために、既往の住宅政策及び社会福祉政策の範疇を超えて展開されている「NPO法人による生活困窮者支援」に焦点を据えて、①生活困窮者の生活履歴及び住まいの喪失に至るプロセスと②NPO法人による居住支援の実態を解明しながら、生活困窮者に対する今後の有用な支援方策を明らかにしたものである。本研究は、文献調査及び3つの実態調査に基づいて行われている。

序章では、研究の背景、目的、方法、用語の定義と既往研究との関係等が示されている。

1章では、生活困窮者と住まいの関わりについて、「居住の権利」「居住福祉」等の居住政策の枠組みを確認し、生活困窮をめぐる社会状況や対象者の属性別の居住政策が丹念にレビューされている。また、生活困窮者の居住支援を担う主体について、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO法人の存在とその特性が整理されている。

2章及び3章は、本研究の核をなす実態調査である。2章では、東京都A区における生活困窮者の生活履歴と住まいの喪失および回復の実態を丹念に解明している。調査対象者はNPO法人Tの支援を受けている生活困窮者から層化抽出した20名であり、調査方法は調査票を用いた半構造化面接による。本調査からは、①困窮化の過程において、精神的・身体的な健康を損ね、その結果、仕事を失っていくという実態があり、中高年以上では、そうした困窮化の経緯を辿る間に、親やきょうだい、友人との関係が希薄になる、あるいは断絶すること、②困窮状態に陥ると社会システム自体から排除され、単独では立ち上がれないこと、③当事者の生年・性別によって困窮の要因には違いがあること、④若年層の生活困窮には精神疾患が大きくかかわっていることが明らかにされた。また、こうした生活困窮者に対しては、住まいを喪失しないような早期の介入が必要とされていること、加えて「住まいの確保」に加え、居住の安定のために「生活支援」「就労支援」が不可欠であることが明らかにされた。

3章では、X県B市におけるNPO法人Gの支援を受けている生活困窮者20名を対象に、2章と同様の調査が行われている。本調査からは、路上生活を送った者のより厳しい生活実態が把握された。また、生活困窮者が20代・30代の若年層の「新しい貧困」ともいえるべき存在とその状況が明らかにされた。彼らは、生育期から家族との関係が希薄であり、母子家庭の場合は身体的・経済的虐待を受けていたものが少なくなく、精神的疾患があることも多い。こうした者の場合、ネットでの情報や家族からの逃亡目的で遠隔地から突然現れる者が少なくなく。しかも就労経験や社会経験が極めて未熟なことから、支援団体側には従来とは全く異なる新しい支援態勢・

支援技術が必要なことが明らかにされている。

4章は、生活困窮者に対して居住支援を行う側の主体に着目し、首都圏のNPO法人等7団体に対するヒアリング調査を行っている。これにより、支援団体が行っている「住まい・生活支援・就労支援」の実態を解明した。その結果、以下の4点が明らかになった。①支援団体は、「入居前・入居時・入居後」に渡って、住まいを確保するための前提となる支援を実施していること、②「相談」「トラブル時の介入」「家賃の支払い・管理」は「住まいの確保」のための生命線ともいえる支援内容であること、③「住まいの確保」「生活支援」「就労支援」は連関した支援として考えられること、④NPO法人は「生活支援」「就労支援」については財源の裏付けがない「自己犠牲」の形で支援しており、継続的な事業展開のためにもNPOへの財政的援助が必要なことである。

結章は、文献調査及び3つの実態調査の結果から得られた結論と、それに基づく提言である。本研究の結論として、生活困窮者には、その生年による世代属性、性別等の違いによる四つの層—高年男性層、中高年女性層、稼働可能な中年層、就労経験のない若年層—の存在が解明され、住まいの喪失に至るプロセスも異なることが明らかにされた。そうした、多層化、多様化する生活困窮者に対する「居住支援」のあり方としては、住まいの確保に係る入念な準備や即応性が求められること、「住まいの確保」「生活支援」「就労支援」が一連の支援として行われる一貫性が重要なこと等の方法論が示され、また支援対象者の属性に対応した具体的な支援策が提言されている。最後に、こうした一連の居住支援の担い手として、既存の制度の枠を柔軟に超えることが可能であるNPO法人が他の組織体より優れていることが本研究の結論として示されている。

5 論文の特質

本論文の特質は、これまで焦点の充てられることの少なかった生活困窮者の居住問題の実相について、丹念な調査とその解析等に基づき明らかにしたことにある。

とりわけ生活困窮者の生活履歴と住まいの喪失に至る過程について、40事例ながら克明に解明したことに大きな特徴と意義がある。本研究以前は、生活困窮者は一括りに捉えられており、生年による世代属性や性別による差異について論じられることは極めて稀であった。

そうした状況に対して、本研究により、生活困窮者には明確に異なる4つの層が存在することが明らかにされた。第一は、1960年以前生まれの高年層で既に就労が困難なもので、稼働期の労働による疾病が原因で失職し、各種社会保険も未加入で困窮に至った男性単身者である。第二は、中高年の女性で、DVや離婚により困窮にいたり、就労の経験が乏しく社会的な復帰が困難なものである。第三は、1970年代生まれの中年層で、比較的高学歴の者が失業や就労での躓きが原因で生活困窮に陥いる。第四は、1980年～90年生まれの「新しい貧困」ともいべき家族から忌避された、あるいは逃亡してきたような若年貧困者の存在である。

こうした貧困者の多層的、多様な状況に対して、居住支援のあり方もまた多面化する必要があることを指摘し、各層別の具体的な支援方策を示している。

一方、生活困窮者に対する居住支援を行う団体に対する綿密な調査も行われており、NPO法人等が居住支援を行う方法について、地域に存在する住宅資源や人的資源、およびその他の関係資本の蓄積といった入念な事前準備、現実の状況に臨機応変、柔軟に対応できる即応性、入居前・入居時・入居後の時系列に沿った一貫性のある支援が有用であることを明らかにしている。

また、支援の担い手としてNPO法人に期待するところが大きいことを綿密な論証によって解

き明かしたことも本論文の特質といえよう。行政や社会福祉協議会の既成の主体は、法律や制度に基づき行う方法論しか持ち合わせておらず、極めて硬直的な支援しか行えていない。それに対して NPO 法人は多様な生活困窮者の存在に対して即応的、柔軟に対応しうることが実証されており、こうした活動を担う NPO 法人に対する支援もまた重要かつ必要なことを提言している。

6 論文の評価

本論文は、丹念な実態調査に基づき、生活困窮者の生活履歴と住まいの喪失に至る過程について、克明に解明した点が高く評価できる。特に、生活困窮者には、世代属性や性別により、困窮の状況や支援の方法が異なる 4 つの層の存在を明らかにした点は秀逸である。中でも、「新しい貧困」ともいべき若年生活困窮者の存在を指摘したことの意義は大きい。また、居住支援の担い手として、NPO 法人の活動実態に迫り、その支援方法の特性を具体的に解明した点と、こうした活動への支援にまだ不足が大きいことを解き明かした点も評価できる。

生活困窮者の居住問題に対する学術的な研究は今なお少ない中、本論文はその端緒となる優秀な論文として評価できる。

7 論文の判定

本学位請求論文は、理工学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（学術）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上